

衆議院

消費者問題に関する特別委員会委員 各位

2018年5月21日

適格消費者団体 特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳

「消費者契約法の一部を改正する法律案」に関する要請

消費者白書（平成29年版）によれば、2016年の1年間の消費者被害・トラブル額（消費者被害・トラブルに関する商品・サービスへの支出総額）は推計約4.8兆円となっています。全国の自治体の消費生活相談窓口に寄せられた消費生活相談（P I O - N E T情報）は、この数年約90万件を維持し続け、高止まりしています。近年の消費者被害は、高齢者の被害の増加、情報通信ツールを媒介とする被害の全世代への拡大、架空請求被害の再増加などが特徴となっています。

高齢者人口が増加していくことから、今後も高齢者の被害防止・救済対策は重要な施策となります。また、民法の成年年齢引き下げに伴い、18歳、19歳の消費者が契約当事者となることから、現在20歳時に発生している被害事案が18歳、19歳世代にも拡大していくことが懸念されます。

今般、消費者委員会消費者契約法専門調査会（以下、調査会）の審議を経て、消費者委員会から消費者契約法の改正に係る答申が出され、現在、「消費者契約法の一部を改正する法律案」（以下、改正案）が国会で審議されています。

国会審議に当たって、当団体は、貴職に以下の要請を行います。

記

1. 今国会において、「消費者契約法の一部を改正する法律案」を必ず成立させてください。（理由）

消費者被害の発生原因となる事業者の不当行為は、年々新しい手段、ツール等が生み出され、手口はますます巧妙になっています。一方、調査会における審議は、それを後追いつ的に対応策を議論したものです。したがって、調査会報告書及び消費者委員会答申が盛り込まれた改正案の各条項の改訂案は、全て直ちに法改正をすべき事項に該当します。改正案は、調査会報告書及び消費者委員会答申の趣旨を全て取り込んでいるわけではありませんが、改正案として提起した事項については直ちに実施すべき事項です。今国会において改正案の成立を図ることが求められています。

2. 改正案の審議において、以下の論点について十分な審議を尽くして必ず実現してください。

- ①改正案における、消費者契約法第4条3項の3号、4号の「社会生活上の経験が乏しいことから」との文言を削除してください。

（理由）

「社会生活上の経験が乏しいことから」との文言は、普通に読めば、対象となるのは社

会的な生活経験の乏しい若年層に限られます。そうではないと説明されても改正法が施行された後には、やはり対象が限られることになるのではないかとの懸念を払しょくできません。そうなれば、調査会報告書及び消費者委員会答申で強調されている高齢者の被害の防止・救済のためにこの条項を活用することが困難になる可能性が出てきます。この文言がなくても、若年層への適用に支障が出るわけではなく、この文言を付加する意味がありません。むしろ、解釈によって文言の意味から相当かけはなれた事案をも対象とすることは当該条項の適否を巡って無用で不当な紛争を生じさせるだけであり、かえって消費者被害の救済に時間と労力がかかることとなってしまいます。

また、特定適格消費者団体が消費者裁判手続特例法に基づき消費者被害の集団的な回復を図ろうとする場合、「社会生活上の経験」は個々の消費者により様々であることから、消費者裁判手続特例法に基づく制度の対象となりうるための要件である「共通性」「支配性」の有無について特定適格消費者団体として判断することが困難となります。そのため、当該文言を含めたままでは、今回の改正法に基づく消費者裁判手続特例法に基づく被害回復は不可能となることが懸念されます。

この文言がなくても、第4条3項3号及び4号には、取消の対象となる行為が厳格に規定されています。付加する意味のないうえに弊害の大きい文言は削除し、当然に、全世代に適用でき、また、特定適格消費者団体による集団的被害回復が図りやすくなる条項として改正案を成立させてください。

②消費者契約法第9条1号にある平均的損害の立証について、立証責任を消費者側から事業者側に転換することが喫緊の検討課題であることを明確にしてください。

(理由)

消費者は、事業者の平均的損害の内容についてその根拠を知ることができません。その現状を受けた改善策として、調査会報告書は推定規定の導入を答申しました。しかし、今回その答申事項さえ、改正案には盛り込まれませんでした。

そもそも、平均的損害を消費者が立証することは無理ですから、その立証責任は事業者が負うべきです。当団体が経験した差止訴訟においても、平均的損害の根拠を当団体側が立証することは極めて困難でした。改正案に盛り込まれなかった、立証責任の事業者への転換を喫緊の検討課題として審議で確認してください。

③高齢者・若年成人・障がい者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における取消権を消費者に付与する規定を設けること、その規定を民法改正による成年年齢引き下げ実施までに実現することを喫緊の検討課題と位置付けてください。

(理由)

改正案は、消費者が取消すことのできる「つけ込み型」勧誘の類型に、「不安をあおる類型」「恋愛感情等に乗じる類型」「負い目を感じさせる類型」を追加しました。しかし、この追加類型は、改正対象とすべき「つけ込み型」勧誘行為の一部にとどまっています。高齢者・若年成人・障がい者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合の取消権について包括的に規定されなければ、現行の被害事案に対応できません。それは、遅くとも、民法改正による成年年齢引き下げが実施されるまでに手当てされる必要があります。包括的な類型追加と実施について、喫緊の課題として位置付けておく必要があります。

以上